

理学研究科技術部研究機器開発支援室一般利用工場利用規程

平成 29 年 5 月 16 日

研究機器開発支援室運営委員会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、理学研究科技術部研究機器開発支援室（以下「機器開発室」という。）の一般利用工場（4号館012号室）（以下「一般工場」という。）が、本研究科の教職員や学生が実験装置の製作や改良を自由に行えるよう解放されていることに伴い、一般利用工場を利用するうえで、最低限遵守しなければならない事項を記すものであり、本規定を遵守しなかった者は、一般工場の利用資格の一時停止等の措置を受けることがある。

(利用時間)

第2条 一般工場の利用時間は、平日9時から17時までとする。学生の夜間や休日等時間外利用は複数名での作業を必須とし、原則として別紙1に定める時間外利用申請書を事前に機器開発室の利用時間内に提出することとする。また、時間外利用の際に必要な建物利用証は、指導教員が責任を持って管理することとする。

(利用資格)

第3条 一般工場の利用資格は、機器開発室で実施する機械工作実習を受講した大学院生及び教職員に与えるものとする。ただし、他大学等で同等以上の機械工作実習を受講したことがあるものに限り、機器開発室に申し出て利用法に関する説明を受ければ、資格を有するものとみなす。学部学生に関しては、機器開発室で実施する4年生向けの機械工作実習を受講したうえで、教職員が帯同する場合に限り利用することができるものとする。

(責任体制)

第4条 一般工場の整備等日常の管理は機器開発室が責任を持って行うこととする。なお、技術職員は一般工場に常駐していないため、一般工場内で生じた結果に対しては原則として自己責任とし、機器開発室は責任を負わないこととする。ただし、学生の利用に関しては指導教員が責任を持つこととする。

(利用上の注意)

第5条 一般工場を利用する際は以下の注意事項を遵守することとする。

- ・ 利用時間内においても緊急時に備えて2人以上での利用を推奨する。
- ・ 長袖・長ズボン・靴・安全眼鏡を着用するなど、室内に掲示してある安全上の注意事項を遵守する。
- ・ 安全性の確保のため、体調等を整え、工作時間に十分な余裕をもって計画的に利用する。
- ・ 学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入することを推奨する。
- ・ 事故の発生や工作機械の異常のほか、刃物工具の破損や不足等、些細なことでも機器開発室に連絡する。
- ・ 作業終了後は、工具等をもとの場所に返し、きちんと清掃する。
- ・ 退出前に利用記録を記入し、電源や照明を切る。

(雑則)

第6条 この規程は、利用状況に応じて随時改定する。

2 この規程に定めるもののほか、一般工場の利用に関して必要な事項は、技術部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。